

東京都立大学 法科大学院

2026年度入学者選抜試験問題 出題趣旨（2年履修課程）

憲法

公衆浴場に関する規制を題材として、憲法 22 条 1 項が保障する職業選択の自由（職業の自由）に関する基本的な知識（解釈論および判例）を身につけているか、憲法上の権利に関する基本的な論証のあり方を習得しているかを問うた。

設問 1 では、判例上は狭義の職業選択の自由の制約として整理される典型的な類型であること、距離制限という条件の性質、規制の目的を踏まえつつ、特に重要かつ関連性の深い判例である最大判昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 卷 4 号 572 頁（薬事法違憲判決）を意識した論述が求められた。

設問 2 では、設問 1 と異なり、職業の遂行に関する制約であることを踏まえて適切な判断枠組みを設定し、規制の目的の重要度や手段の合理性・必要性などについて、問題文に記載された事実在即した評価・分析を行うことが求められた。

民法

全体として、物権的請求権についての基本的理解と関連する重要判例についての理解を問う問題である。また、副次的に外観法理の理解についても問うている。

まず、設問1については、土地所有権に基づく目的物返還請求権の相手方とすべき者（同地上の建物所有者）が登記名義を取得しておらず、その前主が登記名義人である場合において、当該前主を相手方として物権的請求権を行使することができるかという問題であり、この点に関する最判平成6年2月8日（判例百選I-47事件）に対する理解、すなわち177条の対抗関係についての意義についての基本的理解ができているかが問われている。次に、設問2では、登記は有しないものの、実質的な建物所有者として土地の所有権を現実に妨害している者が目的物返還の相手方となるのが原則であるという物権的請求権の本質についての理解が改めて問われている。また、その派生的な問題として、物権的請求権者の所有権喪失に関連し、94条2項の類推適用による第三者保護について検討することを通じ、外観理論についての正確な知識の程度が問われている。

刑法

1. 刑法総論の正犯と共犯の区別論、および錯誤論の基本的な論点についての理解を確認し、論理的な思考力及び的確かつ説得的な文章表現力を問う問題である。
2. 具体的な設問の出題趣旨は以下の通りである。
 - (1) 本問の事例の分析にあたっては、最決平成13年10月25日（刑集55巻6号519頁）、最決昭和58年9月21日（刑集37巻7号1070頁）、最判昭和25年7月11日（刑集4巻7号1261頁）等が参考となる。
 - (2) 設問1は、責任無能力者（刑事未成年者）との間での共同正犯、間接正犯、及び教唆犯の成立否に関して、適切な規範を示し、具体的事実を踏まえたあてはめ（事実関係の評価）ができるかを問うものである。
 - (3) 設問2は、共謀に基づきつつ、現場の状況に応じて事前の共謀で指示されたのとは異なる対象に対して、異なる罪名の犯罪を行った場合に関して、共同正犯の成立が認められるとする立場から、錯誤論に関する適切な規範も示しながら、具体的事実をふまえたあてはめ（事実関係の評価）が適切に説明できるかを問うものである。

商法

取締役会設置会社において、取締役が取締役会の承認を得て会社から金銭を借り入れたものの、弁済期に返済しないまま退任した場合に、会社がどのような措置をとることができるかについて会社法の条文（以下、法名は省略）を指摘しながら説明することを求めるものである。まず、会社は、金銭を借り入れた取締役に対して、423条1項の責任を追究することが考えられるが、この点に関して428条1項・2項、424条に言及する必要がある。次に、会社は、取締役会決議で賛成した他の取締役に対して、423条1項の責任を追究することが考えられる（この点に関して423条3項3号、425条）。また、監査役に任務懈怠が認められれば、会社は、監査役に対して423条1項の責任追究が可能である点についても言及することが求められる。

民事訴訟法

例年同様、基本概念の正確な理解を問うことを意図した出題を行った。題材は、民事訴訟における事実の種類（主要事実・間接事実・補助事実）と、その事実の取扱いに関する基本原則である弁論主義（本問では特に第1テーゼ）である。

問(1)では、主要事実・間接事実・補助事実の定義を述べ、問題文所掲の事実（売買代金請求訴訟における請求債権弁済の事実）がそのいずれに当たるのかを適切に説明することが求められる。法律学習の姿勢として、基本概念の定義を押さえること、また、基本概念を「定義」することの意味を理解すること（例えば、ある事実が主要事実であると述べるのであれば、最終的には、当該事実が主要事実の定義に合致することを説明する必要がある）、の重要性は言うまでもないが、問(1)は、事実の種類に関する基礎的知識をみるとともに、上記のような姿勢に基づく学修ができているか、思考法が身につけているか、をみる出題でもある。

問(2)では、いわゆる別口債務への弁済の事実に関して、弁論主義第1テーゼの適用の有無を適切に説明することが求められる。第1テーゼの内容や、その適用対象となる事実を正確に理解し、かつ、本問の別口債務がいかなる事実にあたるのかを正確に判断しなければならない。支配的見解に従って解答する場合、弁論主義第1テーゼの適用対象となるのは主要事実のみであるが、別口債務への弁済の事実、請求債務への弁済の事実の不存在を経験則上推認させる間接事実にすぎないのであり、弁論主義の適用対象とはならない（最三小判 S46・6・29 判時 636 号 50 頁参照）。

付言すれば、(1)(2)のいずれを解答するにあたって、前提として、民事訴訟における本案判断の構造を理解していること、具体的には、訴訟物、先決的権利関係・法的評価、事実、証拠の各レベルの違いをきちんと区別していることが求められる（弁論主義と処分権主義や、事実と証拠について混同している解答は、低い評価となる）。

刑事訴訟法

尿の採取手続に関する基礎知識を問うたものである。

被疑者の同意が得られる場合には、任意提出を受けた尿を領置（刑事訴訟法221条）すればよい。

これに対し、被疑者の同意が得られない場合には、強制採尿を実施することになる。強制採尿は強制処分であるから、適切な令状に基づいて行われる必要があり、判例・実務では、「医師をして医学的に相当な方法による」との条件付き搜索差押許可状（刑事訴訟法218条1項、6項準用）が用いられている。また、強制採尿を実施するためには被疑者を採尿場所まで連行する必要が生ずるが、判例は、採尿場所への連行も、条件付き搜索差押許可状の効力により認められるとしている。